

## 和歌山県新興感染症対応力強化事業補助金Q A

最終更新日：令和6年4月30日

：今回追加・変更部分

No	質問	回答
1	医療機関が負担する个人防护具の費用について、補助の予定はありますか。	个人防护具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。
2	キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になりますか。	対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません。
3	个人防护具保管庫については、イナバ物置のような倉庫はどのような扱いになりますか。	対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど、建築物として整備する場合は補助対象となります。
4	内示はいつ頃になるのか。 また、事業はいつから着手できるのか	厚生労働省において、令和6年6月以降、採択があったものについて県から内示します。 事業着手は内示後となります。
5	令和7年度以降に整備が完了する計画であった場合、該当事業計画を提出しても補助採択されないという理解でよろしいでしょうか。	本事業は令和7年2月28日までに完了させる必要があります。
6	イナバ物置のような倉庫について、地面に基礎を作り、その上に固定するものは、建築（増築）工事に該当する（＝補助対象となる）という認識で相違ありませんか。	物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
7	病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供に係る協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、个人防护具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるものと考えていますが間違いないでしょうか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において新型コロナウイルス感染症流行期（令和4年12月）の1か月分当たりの所要量の2倍以上の个人防护具の備蓄を定めていることが要件となります。
8	个人防护具保管施設の整備の補助対象となる薬局を確認させていただき。 薬局の医療措置協定のメニューにはオンライン服薬指導がありますが、オンライン服薬指導のみの協定を締結する薬局であっても補助の対象となりますか。	自宅療養者等の医療の提供に係る協定を締結し、協定において新型コロナウイルス感染症流行期（令和4年12月）の1か月分当たりの所要量の2倍以上の个人防护具の備蓄を定める薬局であれば補助対象となります。
9	建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は補助対象になりませんと記載されていますが、備蓄倉庫を建築し、その内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるという解釈でよろしいでしょうか。	付属設備として一体的に整備する場合は補助対象となります。
10	薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象となりますか。	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であっても、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないと考えていますが、具体的な事例があれば個別にご相談ください。
11	以下の2つの条件の両方を満たすものは補助対象と考えてよろしいか。 1. 建築確認が必要なもの（ただし、10平米以下の建築物であり、かつ建築位置が防火地域もしくは準防火地域ではないものは不要） 2. 固定資産税が発生するもの（以下の3つの条件すべてを満たす場合） ・ 屋根があり、三方以上外周壁や建具で囲われていること（外気分断性） ・ 基礎等で土地に固定されていること（土地定着性） ・ 居住、作業、貯蔵等に利用できる状態にあること（用途性）	整備対象が建築物に該当するかどうかを含め、建築基準法に関することについては、県健康推進課では判断できませんが、建築確認申請等が必要なものかどうかではなく、建築物を整備する場合は補助対象となります。 ※建築確認申請等については、下記へお問い合わせください。 ●和歌山市：和歌山市役所建築指導課(073-435-1100) ●海南市・紀美野町：和歌山県庁建築住宅課(073-441-3185) ●紀の川市・岩出市：那賀振興局建設部建築グループ(0736-61-0030) ●橋本市・かつらぎ町・九度山町・高野町：伊都振興局建設部建築グループ(0736-33-4922) ●有田市・湯浅町・広川町・有田川町：有田振興局建設部建築グループ(0737-64-1299) ●御坊市・美浜町・日高町・由良町・日高川町・みなべ町・印南町：日高振興局建設部建築グループ(0738-24-2918) ●田辺市・白浜町・上富田町：西牟婁振興局建設部建築グループ(0739-26-7922) ●すさみ町・串本町・古座川町：東牟婁振興局串本建設部建築グループ(0735-62-0755) ●新宮市・那智勝浦町・太地町・北山村：東牟婁振興局新宮建設部建築グループ(0735-21-9623)
12	个人防护具保管庫を建築物として整備する際、併せて、 ・換気扇や電気設備の整備 ・PPEのケースを置くためのラックの取り付け などを行うことが考えられますが、建築物たる保管庫に付属するものであれば、これらの費用も補助対象経費に含めてよろしいでしょうか。	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。

13	<p>薬局などで複数の店舗がある場合、いずれかの店舗に共用の保管庫を整備することが考えられますが、そのような場合も補助対象としてよろしいでしょうか。</p>	<p>各協定締結医療機関において個別に保管スペースを確保できない場合であって、県内の協定締結医療機関によるものであれば、共同での整備も対象になるものと考えていますが、具体的な事例がある場合には、個別に県にご相談ください。</p> <p>その場合は、保管施設を設置する代表医療機関が申請し、代表医療機関に対して補助を行うことを想定しています。</p> <p>なお、複数の医療機関・薬局等が共同で使用する際も、各医療機関・薬局等が、県とそれぞれ協定締結（協定書の取り交わし）を行い、各協定締結医療機関における使用量の報告による所有権の明確化・管理が必要となります。</p>
14	<p>上記No. 6 の回答において、「物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。」とありますが、物置を購入し、建築物として整備する場合は、物置の購入費についても工事に要する費用に含まれるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>左記の場合における物置の購入費については、「工事費又は工事請負費」として整理し、補助金の対象経費として含めることが可能です。</p>
15	<p>個人防護具保管施設の規模に具体的な大きさの制限はあるのでしょうか。</p>	<p>施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な範囲（協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ）であれば特段制限を設けていません。</p>
16	<p>個人防護具保管庫を移設させることが判明している場合、補助の対象とはならないのでしょうか。</p>	<p>施設の耐用年数未済で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の一部を返還していただく場合があります。</p>
17	<p>個人防護具保管スペース確保のための建物改修として、天井下に枠を設けるような改修は、「施設」整備に該当するのでしょうか。</p>	<p>医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行う場合は、本補助金の対象となり得ます。</p>
18	<p>現在、CT室として機械を設置している部屋について、新興感染症への備えも含め、CTを撤去し、発熱外来用と個人防護具の保管スペースに改修することを検討しています。</p> <p>CTの撤去工事と保管スペース確保のためのパーテーション設置を考えていますが、補助対象となるのでしょうか。</p> <p>一方、CTの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となるのでしょうか。</p> <p>また、補助対象となる場合は撤去工事費用全体のうち、発熱外来と保管スペースの面積により按分して対象となるのでしょうか。</p>	<p>建物工事として整備するのであれば、補助対象となります。</p> <p>CTの撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、機器の撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外となります。</p> <p>補助対象は、全体から保管スペースとして整備する面積を按分した金額になります。</p>
19	<p>内示後着手可能とのことですが、内示前に医療機関が入札を済ませておくことは可能でしょうか。（契約は内示後）</p>	<p>内示後に契約を締結し、補助事業を開始するのであれば、内示前に入札等で業者を選定しておくことは可能です。</p>
20	<p>今ある既存の部屋を個人防護具保管施設として改修（整備）したいが、補助対象になるのでしょうか。</p>	<p>既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となり得ますが、単なる老朽化を理由としたものは対象外となります。</p>
21	<p>既存の建物を2者共有で購入し、自社の占有面積部分を、個人防護具を保管するスペースとして、改修する工事は、補助対象となるのでしょうか。</p>	<p>協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。</p>
22	<p>個人防護具保管庫のための施設改修を予定しており、具体的には、機械室の類の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中です。次の内容について、補助対象となるのでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械室の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置</li> <li>2 機械室の入り口から保管庫までの通路の改修（通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの）</li> </ol>	<p>個人防護具保管施設を整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。</p>
23	<p>個人防護具保管施設を新築（改築）する際に、既存の建物を取り壊しを行う場合、取り壊しに要する費用も補助対象として差し支えないでしょうか。</p>	<p>取り壊し費用のみであれば対象外ですが、新築するために既存建物を取り壊す場合は補助対象となり得ますが、単なる老朽化を理由としたものは対象外となります。</p>

24	<p>「設計その他工事に伴う事務に要する費用」は補助対象外経費となることですが、      例えば、      (1)医療機関が、設計契約と工事契約を別々に発注する場合、工事契約のみが補助対象となるのでしょうか。      (2)医療機関が、設計と工事を一つの契約で発注する場合、費用の内訳中、設計に係る部分を除いた額が補助対象となるのでしょうか。      (3)一般管理費や現場管理費は工事費の一部であり、補助対象費用であると認識しておりますが、「その他工事に伴う事務に要する費用」として補助対象外となる費用はどのようなものがあるのでしょうか。</p>	<p>設計費用は補助対象となりません。個別整備事案に疑義がある場合には、具体的な疑義内容を整理のうえ、県へご照会ください。</p>
25	<p>個人防護具保管庫の設置にあたって、設置場所の整地工事費も補助の対象となるのでしょうか。</p>	<p>整地費用は補助対象となりません。</p>
26	<p>開設者が同じで、同敷地内にあるA病院とB病院について、A病院は補助対象となる協定を締結しているが、B病院は補助対象となる協定を締結していない場合に、A病院がB病院分のPPEも一括購入して備蓄するための保管施設を新築する場合、保管施設全体を補助対象とすることができるのでしょうか。それとも、B病院の備蓄に要する部分は補助対象外となるのでしょうか。      後者の場合で、工事費をA病院分とB病院分と明確に分けることができない場合には、全体が補助対象となるのでしょうか。      それとも、備蓄数量などに応じて按分のうえ、A病院分のみを補助対象経費とすることになるのでしょうか。</p>	<p>協定を締結しないB病院分の備蓄に要する部分は補助対象となりません。按分等が可能かどうかは個別案件として、県までお問い合わせください。</p>
27	<p>個人防護具保管施設について、敷地面積の都合から2階建てとすることは差し支えないでしょうか。差し支えない場合、基準額計算上の面積の考え方は延べ面積としてよろしいでしょうか。それとも、1階の面積のみとなるのでしょうか。</p>	<p>2階建ては可能です。敷地面積は延べ床面積となります。</p>
28	<p>建物の新築や増築工事に伴い、障害物の撤去や、土地の造成（傾斜を平らにする）が必要な場合、これらの費用は補助対象となるのでしょうか。</p>	<p>土地の造成は補助対象外です。</p>
29	<p>個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認申請の費用は補助対象経費になるのでしょうか。</p>	<p>建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。</p>
30	<p>建物ごと新築工事を行う場合であっても、そのうちPPE保管場所の工事部分については補助対象となると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>協定締結医療機関に整備する場合には、新設する場合であっても補助対象となります。</p>
31	<p>「医療機関内（＝既存の建物）に改修工事を施し、棚等を設置する場合」等は、「建築工事ではないものの、工事は要しているため、補助対象となり得る」と理解してよいでしょうか。</p>	<p>医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行い、「工事費」として計上できる場合は、本補助金の対象となり得ます。</p>
32	<p>個人防護具保管施設の整備について、借地に整備する場合も補助対象となるのでしょうか。      それとも、開設者が所有する土地に整備する必要があるのでしょうか。（医療機関自体が借地上に設置されており、その同一の借地内にある駐車場の一角に整備する場合）</p>	<p>協定締結医療機関内に保管スペースを確保できない場合であっても、当該医療機関と同一の借地内にある駐車場の一角に個人防護具保管施設を整備する場合は、本補助金の対象となり得ますが、借地等に関する個別の案件の適否については国へ照会する必要があるため、まずは県までお問い合わせください。</p>
33	<p>イナバの物置を転倒防止工事（アンカー工事）により設置する場合であっても、その物置が建築物に該当することについて、事業者から市町村に確認がとれている場合、その工事費と物置の費用は補助の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、建物整備の工事に要する費用が補助対象になります。そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。</p>

34	<p>次の例の場合、本補助金の対象になるのでしょうか。</p> <p><b>【状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所はビルの2階だが、2階には保管施設を整備する場所が確保できない。</li> <li>・そのため、同ビルの3階の居住スペース倉庫(2.33㎡)を整備したい。</li> <li>・3階の居住スペースは現在空き家で、2024年秋から診療所の開設者が居住する予定。</li> <li>・ビルの敷地は開設者、ビルは開設者が取締役を務める有限会社の所有です。ビルは4階建てで、1階は薬局と居宅介護支援事業所が賃貸で入っており、4階は開設者が有限減会社から賃貸して使用している。</li> </ul> <p><b>【質問】</b></p> <p>ビル3階の居住スペース倉庫を保管施設として下記の工事を行う場合、補助対象になりますか。</p> <p>①入口ドアを取り替える。築40年で戸のしまりがよくなく(東日本震災の影響か)、また戸の下の方が長年にわたり雨にさらされたため劣化しており、中にほこりが入ってしまうため。</p> <p>②倉庫内部の棚を塗装し直す。現状、棚は木材そのまま表面がざらざらしており、PPE備蓄に適していないため。</p>	<p>協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない居住スペースを改修して個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。</p>
35	<p>次の例の場合、本補助金の対象になるのでしょうか。</p> <p><b>【状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリニックの敷地外に個人防護具保管施設を設置予定です。</li> <li>・クリニックの敷地内に施設を設置するスペースが少ないことから、クリニックの院長が居住している近接の事務所に設置を予定しています。</li> <li>・事務所はクリニックから3～4kmほど離れているが、院長が居住していることもあり、有事の際に防護具をクリニックに持ち運ぶことは容易です。</li> <li>・当該事務所の所有者は、院長またはクリニック名義のいずれかです。</li> </ul>	<p>協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所に個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。</p>
36	<p>補助対象となる面積は、必ずしも建物床面積とイコールとはならないという認識でよろしいでしょうか。また個人防護具保管庫に棚を設置するにあたり、既にある棚等を廃棄する必要がある場合、廃棄費用は補助対象となるのでしょうか。廃棄費用が、建物「改修」に含まれるのかをご教示ください。</p>	<p>補助対象となる面積は、建物床面積ではなく、改修を行う面積です。また、廃棄費用のみであれば対象外ですが、改修するために建物内の廃棄物を処理する場合の費用は補助対象となります。</p>
37	<p>施設整備の補助対象面積は実際の工事面積を想定しているとのことですが、間仕切り等の整備については、工事面積が曖昧になります。その場合、事業者が面積を算出してもらおうということではよろしいでしょうか。工事面積の算入基準等があればご教示ください。</p>	<p>事業者が面積を算出いただき、本補助金の趣旨に照らし、補助対象面積として適切と考えられるものを工事面積としてください。</p>
38	<p>診療所の中の部屋を物置として運用するためのリフォーム工事(既存構造物の取り壊し・棚設置等)は補助対象になりますか? その際の対象の部屋は、診療所内・隣接する居宅のどちらでも大丈夫でしょうか?</p>	<p>診療所内に個人防護具保管スペースを整備する場合には補助対象となり得ます。なお、本補助事業は、協定締結医療機関への補助であり、居宅を整備することはできません。</p>
39	<p>保管庫の設置場所について、必ず病院と隣接する、又は、病院の敷地内に設置していないといけないか。(多少離れていてもいいのであればどれくらいまでならいいのか)</p>	<p>当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、具体的な事例がある場合には、個別にお問い合わせください。</p>
40	<p>A部屋を個人防護具保管施設として改修するにあたり、A部屋の機能をB部屋に移す必要があるケースがございます。その場合、B部屋の工事費は対象外という認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>B部屋は個人防護具保管施設ではないため、補助対象とはなりません。</p>
41	<p>本件補助対象として、「個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」が該当するとなっておりますが、「工事費」の考え方として、例えば、診療所や薬局の休憩室や待合室等の開いている空間を間仕切りし、収納棚などを設置して個人防護具保管施設として改修することも含まれると考えてよいでしょうか。</p>	<p>個人防護具保管スペース確保のための建物改修の場合には補助対象となり得ます。</p>
42	<p>建築確認等を伴わない単なるリフォーム(例えば、壁を塗ったり、扉を付けて施錠する等)により個人防護具保管施設として整備することは補助の対象となると考えてよいでしょうか。</p>	<p>壁面塗装や扉の施錠等の改修をしなければ、個人防護具を保管することができない場合には、補助対象となり得ます。</p>

43	床下収納を増設し、備蓄場所とする改修は補助の対象となるのでしょうか。	床下に個人防護具保管スペースを確保する場合には、補助対象となり得ます。
44	壁面などに備蓄庫を備え付ける工事は補助の対象となるのでしょうか。その場合、備蓄庫は工事代に含めてよいのでしょうか。	「工事または工事請負費」として整理することは可能です。
45	診療所や薬局敷地内ではなく近隣の土地（診療所や薬局経営者の所有地）に個人防護具保管施設を整備する場合、本件補助の対象となるのでしょうか。また診療所や薬局敷地内ではなく近隣の土地（賃貸）に個人防護具保管施設を整備する場合についても、本件補助の対象となるのでしょうか。	当該医療機関の開発者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えますが、近隣地や借地等に関する個別の案件の適否については国へ照会する必要があるため、まずは県までお問い合わせください。
46	管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費が該当するとなっているが、「工事請負費」の対象となる事項を具体的にご教示ください。	本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、医療機関が建設事業者により工事を発注した費用が「工事請負費」です。
47	・個人防護具保管施設の新築工事にあたり、消防法に基づき消防設備工事が不可欠の場合、その工事費は附帯工事として補助対象に該当すると考えてよろしいのでしょうか。 ・また、消防設備工事が附帯工事に該当する場合であっても、消防申請立合費等の手続きにかかる費用は補助対象外と考えてよろしいのでしょうか。	消防設備工事が不可欠であって、かつ、建物への工事として一体的に整備する場合は、補助対象となり得ます。ただし、その場合であっても、手続きに係る費用は補助対象外となります。
48	個人防護具保管施設の建築に当たり必要不可欠となる地盤調査費、測量費、既存不適格建物調査費等の調査費用は、工事そのものではなく手続きに係る費用と考えられることから、補助対象外と考えてよろしいのでしょうか。	調査費用は補助対象外となります。
49	個人防護具保管スペース確保のための建物改修について、補助対象となるスペース確保の手段はどのようなものを想定しておりますでしょうか。例えば、以下のような方法が考えられますが、いずれも補助対象とすることは可能でしょうか。保管スペースの具体的な要件がございましたらご教示をお願いします。 ①壁で四方を囲い保管スペースとしての部屋を新たに整備する ②壁で三方を囲い保管スペースを確保する ③カーテン等を取り付け、既存の空間から区切りスペースを確保する ④建付けの棚を設置し、保管スペースとする	具体的な要件は定めておりませんが、施設整備費の補助対象は「工事費又は工事請負費」であり、棚等を設置する際に工事を伴う必要があります。その上で、お示しいただいた①～④のスペースが補助対象となるか否かは、協定で定める備蓄量を保管でき、かつ、対象となる物資をメーカー等の定める保管方法により適切な環境下で保管可能であるかも含め、個別にご判断いただくこととなります。
50	保管物品の品質保全のため中に空調設備を設置する場合、その空調設備の購入代金及び設置費用は補助の対象となりますでしょうか。	保管庫の付属設備として一体的に整備する場合であって、個人防護具の保管に当たり空調設備を設置する必要性が合理的に説明できるのであれば、補助対象となります。
51	薬局の本店と支店の距離が近く、支店に保管庫を設置するスペースがないため、本店の敷地に、本店分及び支店分の防護具をあわせて保管するための保管庫を設置する場合、本店と支店で補助金の交付申請を分ける必要があるのでしょうか。また、分けて申請する必要がある場合、本店と支店とで工事面積の分割もしくは工事費用の案分が必要になるかと思いますが、分割及び案分方法のご教示をお願いします。	本店の敷地に整備した保管庫を共同で使用するのであれば、本店から申請いただくようお願いいたします。
52	既存の院内のスペースや既存の保管庫等の改築又は改修（新築ではなく、例えば、「診療所内にある昔のレントゲン暗室をPPE用倉庫へ転換」、「既存の保管庫の老朽化に伴う雨漏り防止改修」、「既存保管室内の湿気対策のための内装工事」、「院内の空きスペースに現存する柱等の撤去工事」、「院内の広いスペースの一部に仕切りを設けることにより、個人防護具の保管スペースを創出」等）に要する費用は、補助の対象となるのでしょうか。	個人防護具保管施設の整備については、既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となり得ますが、単なる老朽化を理由とした改修は対象となりません。